

令和6年7月4日
愛知労働局

個人情報紛失事案について

愛知労働局（局長 阿部 充）は、一宮公共職業安定所（以下「一宮所」という。）において発生した個人情報の紛失事案について、以下のとおり当該事実を確認のうえ、必要な措置を講じましたので、概要等をお知らせします。

1 概要

令和6年6月3日（月）、一宮所の非常勤職員（以下「相談員A」という。）が、一宮所を利用する求職者（障害者）（以下「求職者B」という。）と職業相談を実施し、職業相談時に使用した「求職票（写）」、「求人票（写）」及び「特定求職者雇用開発助成金対象者確認票」（以下「求職票等」という。）を透明のクリアファイルに格納し、座席後方にあるアレンジャーの当日紹介分の場所に保管した。

同日業務終了後、同アレンジャーの五十音順に分類された棚へ保管した。

令和6年6月19日（水）、求職者Bが来所。紹介を受けた企業から採用の連絡があったとのことで、相談員Aが対応し、採用後の事務処理のため、アレンジャーから求職者Bの書類一式を取り出そうとしたところ書類が見つからなかった。

日頃、ファイルの処理をしている非常勤職員（以下「相談員C」という。）が不在であったため、翌日、相談員Cにも確認することとした。

令和6年6月20日（木）、相談員Cに確認するも、心当たりがないとのことであった。また、改めてあらゆる場所を確認するも、書類一式は見当たらなかった。

令和6年6月21日（金）、職業相談当日の防犯カメラを確認したところ、相談員Aが座席後方の当日紹介分の場所に保管していることが確認できた。

また、求職者Bが書類を持ち帰っていることも考えられたため、来所いただいた求職者Bに相談員Aが口頭により確認したが、持っていないことが確認できた。

これにより、個人情報の紛失が確定した。

なお、紛失した書類について、あらゆる箇所を探索したが発見できず、書類の管理上、他の書類に紛れ庁舎外に流出することは考えにくく、二次被害のおそれは極めて低いものと思料されるが引き続き探索していく。

令和6年7月2日（火）、一宮所長から愛知労働局長名の謝罪文を求職者Bに手交し、求職者Bに了承を得た。

※特定求職者雇用開発助成金に該当する可能性がある職業紹介を行った場合は、求職票等を保管し、採用された場合は、愛知労働局職業安定部職業対策課あいち雇用助成室に提出する手順となっている。また、求職票等には、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、障害種別等の個人情報が記載されている。

2 発生原因

職業相談・紹介時の個人情報及び要配慮個人情報のある書類を紙保管していたこと、保管方法が不適切であったこと及び選考結果の確認方法の取扱いが不適切であったこと。

3 再発防止の措置

(1) 職業相談・紹介時の書類についての原則ペーパーレス化

今後取得する障害者手帳等のデータはシステム入力やイメージ取込により電子データ化するなど、職業相談・紹介の業務フローを原則ペーパーレス化するとともに、紙媒体で保管が事務処理上必要な書類については、適正に管理する。

(2) 研修の実施（個人情報保護研修）

非常勤職員を含む全職員に対し、今回の事案の概要及び問題の所在を説明するとともに、上記（1）を徹底させるための研修を実施し、個人情報保護に係る意識の向上を図る。

担 当	愛知労働局職業安定部職業対策課
	課長 神谷 しのぶ
	課長補佐 松本 真奈美
	電話 052-219-5507